

鳥取市立病院実務実習薬学生受入れ規程

第1条 鳥取市立病院（以下「病院」という。）における実務実習薬学生の受入れについては、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程に基づき、病院に薬学生の実習を委託できる機関は、薬剤師の養成を目的とする公立若しくは私立の学校又は日本薬剤師会等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という）とする。

第3条 養成機関等の長が、薬学生の実務実習を病院に委託しようとするときには、実習委託申請書（様式第1号）により、鳥取市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に申請するものとする。

2 管理者は、前項の規定により実習の申請があったときには、病院の業務に支障のない場合に限り、実習を許可することができる。

3 実習の期間は、受入れを許可した日の属する年度を越えないものとする。

4 管理者は、第2項の規定により、実習を許可するときは、委託実習生受入れ許可書（様式第2号）により、当該養成機関等の長に通知するものとする。

第4条 養成機関等の長は、前条第2項の規定により実習を許可された薬学生（以下「実習生」という。）の実習料を納付しなければならないものとする。

2 前項の実習料は、38万円とし、全額を指定の期日までに納付しなければならないものとする。

3 管理者は、実習料が指定の期日までに納付されないときは、当該実習生の受入れ許可を取り消すものとする。

4 既納の受託実習料は、原則として返還しない。

第5条 実習生は、管理者の指示に基づき実習を行うものとする。

第6条 実習生は、病院の諸規程を遵守しなければならない。

第7条 実習生は、実習期間中に知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。実習終了後においても同様とする。

第8条 実習生が、第5条から前条に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、管理者は、当該実習生の実習を停止させ、又は第3条第2項の許可を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により、実習を停止させ、又は実習の許可を取り消すときは、これを当該養成機関等の長に通知する。

第9条 この規程に定めるもののほか、受託実習生の受入れに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。